広島市立大学国際交流推進センター規程

平成25年3月26日 規 程 第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則(平成22年公立大学法人広島市立大学学則 第1号)第6条第2項の規定に基づき、広島市立大学国際交流推進センター(以 下「国際交流推進センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (分掌事務)

- 第2条 国際交流推進センターは、次に掲げる業務を所掌する。
 - (1) 国際交流に関すること。
 - (2) 留学生の派遣及び受入に関すること。
 - (3) グローバル人材育成に係る企画及び調整に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、国際交流推進センターの運営に関すること。 (組織)
- 第3条 国際交流推進センターに、次の職員を置く。
 - (1) 国際交流推進センター長
 - (2) 国際交流推進センター次長
 - (3) 事務職員その他必要な職員

(センター長)

- 第4条 国際交流推進センター長は、理事長が任命するものとする。
- 2 国際交流推進センター長は、国際交流推進センターの運営をつかさどる。
- 3 国際交流推進センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、国際 交流推進センター長の任期の末日は、当該国際交流推進センター長を任命する理 事長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 国際交流推進センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、国際交流推進センター長が国際交流 委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。